

人事訴訟法

(平成一五年七月一六日法律第一 九号)

一、提案理由(平成一五年四月一五日・衆議院法務委員会)

森山国務大臣

……………(略)……………

最後に、人事訴訟法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

複雑・多様化する我が国の社会において、司法機能の充実の重要性はますます高まっております。民事裁判の一層の充実及び迅速化が求められております。民事訴訟の一類型である人事訴訟については、現在、家庭裁判所で調停が行われ、これが不成立となると地方裁判所に訴えを提起することとされており、手続を国民が利用しにくいと指摘されております。また、人事訴訟の手続についても、明治三十一年に制定された現行の人事訴訟手続法の規律を改めて、より適正かつ迅速な審理を可能にする必要があると指摘されております。

そこで、この法律案は、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、司法制度改革の一環として、家庭裁判所の機能の拡充による人事訴訟の充実及び迅速化を図るため、人事訴訟に関する手続について、現行の人事訴訟手続法を廃止して、新たな法律を制定しようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、人事訴訟の家庭裁判所への移管を行うこととあります。具体的には、離婚、認知等の人事訴訟の第一審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管するとともに、これと密接に関連する損害賠償訴訟を家庭裁判所であわせて審理することができるようにすることとしております。

第二は、家庭裁判所調査官制度の拡充であります。離婚訴訟における親権者の指定や養育費、財産分与等の申し立てについて、家庭裁判所調査官の調査を活用することができることとしております。

第三は、参与員制度の拡充であります。人事訴訟の審理及び裁判に国民の良識を反映させるため、国民の中から選任された参与員の関与を求め、その意見を聞くことができるようにすることとしております。

第四は、人事訴訟手続の見直しであります。具体的には、当事者尋問等について憲法が定める範囲内において公開停止の要件及び手続を明確に規定することや、裁判上の和解により離婚または離縁をすることができるようにすることなど、人事訴訟手続を全面的に見直すこととしております。

なお、この法律の制定に伴い、最高裁判所規則の改正等所要の手続が必要となりますので、その期間を考慮いたしまして、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告（平成一五年五月一三日）

山本有二君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

最後に、人事訴訟法案は、人事訴訟の管轄を家庭裁判所へ移管するとともに、家庭裁判所調査官による事実の調査の拡充、参与員制度の拡充等の措置を講じようとするものであります。

各案は、去る四月十五日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日委員会において森山法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十八日裁判の迅速化に関する法律案について質疑を行い、五月七日及び九日各案について参考人を含めた慎重な質疑を行い、質疑終局後、裁判の迅速化に関する法律案に対して、目的、当事者等の責務、最高裁判所による検証に関する、佐藤剛男君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び自由党の四党共同提案による修正案が提出され、趣旨説明を聴取し、討論、採決の結果、裁判の迅速化に関する法律案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決し、民事訴訟法等の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、人事訴訟法案は全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告（平成一五年七月九日）

魚住裕一郎君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、人事訴訟法案は、人事訴訟の充実及び迅速化を図るため、人事訴訟の第一審管轄の家庭裁判所への移管、離婚訴訟における親権者の指定等についての家庭裁判所調査官の活用、審理等への参与員の関与等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して審査し、裁判の迅速化と当事者の正当な権利保障との関係、最高裁判所による検証が裁判の独立に与える影響、専門委員の公平性、中立性の確保、特許権等に関する訴えの専属管轄と知的財産権訴訟への体制強化、家庭裁判所の充実強化のための具体策等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上理事より、裁判の迅速化に関する法律案及び民事訴訟法等の一部を改正する法律案に反対、人事訴訟法案に賛成する旨の意見が述べられました。

続いて、順次採決の結果、裁判の迅速化に関する法律案及び民事訴訟法等の一部を改正する法律案はいずれも多数をもって、人事訴訟法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年七月八日）

（民事訴訟法等の一部を改正する法律（平一五法一 八）の附帯決議と一括して掲載）